

令和5年度フッ化物洗口研修会【市町村・市町村教育委員会向け】 質疑応答への回答（令和5年7月19日）

Q 最初の県からの説明でステップ1からステップ6までということが必要な流れ説明があったが、市町村の内部での意思統一合意というステップ1の部分で、県の健康福祉部では各市町村に対して、この研修が県教育委員会から市の教育委員教育委員会という流れで通知が来ているが、通知というのは県からその歯科保健の担当の方に、通知などの情報提供ということが行われているのか？

A この研修会の周知は青森県歯科医師会から、市町村および市町村教育委員会へ郵送で通知するとともに、青森県がん・生活習慣病対策課から市町村歯科保健担当課へ、青森県教育委員会からは市町村教育委員会へメールにて研修会の周知をしました。他の情報提供についても、同様に対応しています。

Q 関係者との理解と合意を得るために本日の動画がとても参考になる。実施する学校側でもイメージがしやすいと思うので動画がアップされるか、教えて欲しい。

A 研修会の動画は青森県フッ化物洗口のホームページにアップロード予定ですので、どうぞ活用ください。また、青森県のホームページではフッ化物洗口についての資料だけでなく昨年度の青森県歯科保健指導者研修会で行われたフッ化物洗口の講習会の動画や三沢市のフッ化物洗口の取り組みについての動画もアップされています。そちらの方もご参考にしてください。

Q フッ化物洗口液を作製するのは養護教諭をイメージしていたが、養護教諭以外の先生も洗口液の製作は可能か？

A フッ化物洗口液の作成は、養護教諭以外の先生も可能です。ただし、厚生労働省が発行している「フッ化物洗口マニュアル」によれば、フッ化物洗口液の作成には、専門的な知識が必要であるため、作製にあたっては、養護教諭が指導することが望ましいとされています。

Q 購入する際に、医療機関向けということですが教育委員会でも購入できるか、お伺いしたい。

A 購入可能です。その流れは以下をご参考にしてください。

(青森県フッ化物洗口マニュアル 21 ページより)

- ①学校から学校歯科医へ洗口指示を依頼します。
- ②学校歯科医が交付した洗口指示書を学校が受け取ります。
- ③学校は、市町村 市町村教委に必要量を報告します。
- ④市町村 市町村教委が必要量を集計し、薬局/卸売販売業者へ発注します。
- ⑤薬局/卸売販売業者が各学校に納品します。(納品時には学校で譲受書)をご準備ください

